

徳山大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

徳山大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、徳山大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定め、それらを「大学の基本理念」として諸規則に簡潔に表現している。役員及び教職員の理解と支持のもと「地域社会との協働・共生」を開学以来の個性としてきた大学は、平成 27(2015)年度に「中期計画 2020」を策定し、「創立 50 周年を期とする『地域に輝く大学』の確立」というビジョンを提示して、「地と知の拠点」を目指した「大学 COC 事業」の強化とともに、教育目的でもあるそれらを三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映させた教育に取り組んでいる。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーに基づく学生募集が行われ、収容定員等未充足の学科はあるが、地域密着型の地道な改善策が予定されている。使命・目的及び教育目的を踏まえた学部・学科のカリキュラムポリシーに即して教育課程が体系的に編成され、地元の実務経験者等による授業も配置されている。授業等支援策として教職協働によるダブルアドバイザー制度や「SI(Student Instructor)制度」がある。明確な単位認定・卒業要件のもと、成績評価基準等は厳格である。学生の社会的・職業的自立に向けた教育課程内外の支援体制は整っている。「オンライン授業評価」と教員によるコメントが授業改善等に活用されている。学生サービスと厚生補導は充実しており、学生満足度調査が意見や要望把握等のために行われている。教員配置は適切であり、職能開発等のために「相互授業参観」や研修会等が企画されている。教育環境は安全性やバリアフリーに配慮され、少人数を基本とする授業規模は適切である。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、法令、寄附行為及び学則等の諸規則に基づき管理運営を行い、環境保全や危機管理等に配慮し、財務情報等を公表している。理事会は最高意思決定機関として管理運営に関わり、評議員会は諮問機関として機能し、戦略的意思決定を行う体制は整っている。法人と教学双方の意思疎通と連携のために、理事長・学長、各部門責任者が参加する「運営協議会」が設置されている。そのもとで、学長は学長補佐や学部長等から成る直轄の「企画戦略室」「部課長会議」を通じて教学上の業務全般を管理運営している。法人と大学間のコミュニケーションは円滑であり、トップのリーダーシップと教職員の提案等をくみ上げる体制は整備されている。適切な組織編制のもとで業務執行と管理が行われ、職員の資質等の向上が適宜図られている。収支均衡を目標とした「中期経営計画」を引継いだ「中期

計画 2020」は、適切な財務運営と財務基盤の確立を目指している。適正な会計処理がなされ、会計監査は厳正である。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学は、平成 14(2002)年度に規則を定め、学長の委嘱による委員からなる自己点検・評価委員会を設置した。平成 22(2010)年度、認証評価を受け、自己点検・評価報告書をホームページ上に公開している。以後、各委員会・部門による自己点検・評価を毎年度行い、平成 26(2014)年度には全学的な自己点検・評価の結果を公表した。その結果を全学的に共有するための教学的 IR(Institutional Research)機能の設置が今後の課題とされるが、自己点検・評価は、各担当部署が現状把握のために収集・分析したエビデンスをもとに実施され、現状認識に向けた全学的努力が払われる。自己点検・評価結果は、各委員会・部門の PDCA サイクルと自己点検・評価委員会の PDCA サイクル、更に教授会等での検討審議を重ねて組織的な改善と改革に向けた取組みが行われている。

総じて、大学は、建学の精神に基づき法令を遵守して使命・目的を追求する適切な教育を実践している。特に、18 歳人口減少と過疎化進行の中、自らの役割を見直し、「地方創生」に向けて「地方大学における学びへの信頼感」を高めつつ「地域との協働・共生」「地域人材循環」の確立を目指して、大学は誠実に努力を重ねている。成就を期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、「公正な社会観と正しい倫理観の確立を基に、知識とともに魂の教育を重視する大学を目指す」とする建学の精神を基礎に使命・目的、教育の理念等を学則等に定め、社会的使命、将来像及び人材養成の方向を具体的かつ明確に示している。

大学の使命・目的及び教育目的は、時宜に応じた表現上の推敲を経て統合整理され、大学の基本理念として「諸規程集」巻頭に簡潔な文章で表現されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、使命・目的及び教育目的を通じて、「地域社会との協働・共生」を個性とし、「(1)EQ教育、(2)カリキュラムの多様性、(3)アクティブラーニングの推進、(4)地域社会との協働・共生」を教育特色とすることを明らかにしている。

大学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法、学校教育法、大学設置基準にのっとった学則や教育・研究・組織に関する諸規則を収録する「諸規程集」に大学の基本理念として明記され、法令への適合性を認めることができる。

大学は、現在、全学的なアクティブ・ラーニング推進をはじめとした大学教育改革の試み「平成 26(2014)年度 AP（大学教育再生加速プログラム）採択」及び「地と知の拠点」として地域課題の発見と解決を目指す試み「平成 27(2015)年度大学 COC 事業認定」に従事し、時代と社会の変化に対応すべく誠実に努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、開学以来、役員・教職員の理解と支持のもとに追求され、近時、それらの大学の基本理念としての統合整理、自己点検・評価報告書の作成、創立 40 周年時の「地域に輝く大学」構想は、両者協働の成果である。

大学の使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学案内、「建学の碑」、ホームページ上に掲載され、入学式等で言及されて周知が図られている。

「地域に輝く大学の確立」ビジョンや「中期計画 2020」は、大学の中長期的な計画である。各学部・学科の三つの方針は、使命・目的及び教育目的を反映して学生便覧等に明示されている。

教育研究組織や附属諸機関は、大学の使命・目的及び教育目的とともに学則や諸規則において整合的に規定され、構成・運営されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学・学部・学科及び募集単位ごとにアドミッションポリシーを設定し、募集要項・ホームページ等に明示されている。

募集単位ごとに定められたアドミッションポリシーに沿って、入試問題作成実施委員の委嘱を受けた教員が担当し、入学試験問題を作成し、種々の入学試験を実施し、学生受入れ方法の工夫に努めているとともに、入学者の選考が厳正に実施されている。

一部の学科では収容定員充足率が定員を下回っているが、全体として概ね定員を確保している。

【改善を要する点】

○経済学部現代経済学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であり、改善が必要である。

【参考意見】

○福祉情報学部人間コミュニケーション学科の収容定員充足率が低いので、定員充足率を高めるため、今後も分析、対応策を立案して、重点を定めた計画的な対応が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえて、学部・学科ごとにカリキュラムポリシーを設定し、明示している。授業科目及び授業内容は、カリキュラムポリシーに即して「総合教育」と「専門教育」を

体系的に編成し、授業内容・方法に関しては特色のある工夫がなされている。

「実務経験者やプロフェッショナルによる講義」が行われ、「地域志向科目群」の導入や「地域ゼミ」が運営されている。

キャップ制により履修登録単位数の上限が適切に設定されており、履修要項に明示されている。

教授方法の改善を進めるため、「FD 推進委員会」が設置され、学生による授業評価により、各教員は改善の取組みをしている。

【優れた点】

- 「地域志向科目群」の導入により「地域ゼミ」等の地域を意識した特色ある授業科目が教育課程に編成されていることは評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職協働によるダブルアドバイザー制度により、4年間の在学期間を通じて、学修・授業支援・履修・成績・就職など学生生活全般に渡って相談に応じる体制が整備されているとともに、全教員がオフィスアワーを担当し、学生からの授業内容はもとよりあらゆる相談に応じる体制が整えられている。

ICT（情報通信技術）に秀でた学生を公募で集め、情報関連教職員による教育の後、情報関連の講義やゼミに配置して授業補助や学生からの操作等に関する相談を担当する「SI(Student Instructor)制度」が設けられている。

学生によるオンライン授業評価が行われるとともに、大学生活についての満足度調査を通じて、授業改善や授業支援等に向けた意見をくみ上げる仕組みが整備されている。

留学生を含めた中途退学者、停学者及び留年者への対応が適切に実施されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び卒業・修了要件は、成績評価基準とともに、学則で定められており、学生便覧、履修要項に明示され、学生に適切に周知されている。GPA(Grade Point Average)

制度による履修制限を設けるなど、単位取得等について厳正な適用がなされている。

各科目の授業計画及び成績評価基準は、評価方法とともに、シラバスに記載されており、他大学で履修した単位については、60単位を超えない範囲で認定している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援科目が2年次から配当科目として設定されるとともに、学外と連携したキャリア支援でもあるインターンシップ研究や「地域ゼミ」などを通じて、キャリア教育が実施されている。

学生の就職意識を高めるために個別面談を繰り返し行うなど、きめ細かいキャリア支援、就職・進学支援を行い、就職・進学に対する相談・助言体制が整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生の学修状況及び意識状況をオンライン授業評価により行っている。具体的には、就職状況、学修状況、資格取得状況、学生の意識調査や就職先の企業による満足度アンケートまで多岐にわたり、教育目的の達成度を点検している。

オンライン授業評価の結果に対して、教員がコメントし、授業改善目標を大学のホームページ上に公開することが義務付けられ、教職員・学生にフィードバックされている。また、それらの結果は「FD 活動報告書」として全教員にメール配信され、それらの情報が共有されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援センター学生支援室と学生支援センター留学生支援室が、それぞれ学生・留学生に対するサービスと厚生補導で協力し、相乗効果を上げている。これらのセンターは、各教授会のもとにある「学生生活委員会」と「留学生支援委員会」とも連携しつつ、学生支援の基本的指針の作成・奨学金の交付などを行っている。

学生の課外活動のために自発性に基礎を置いた「徳山大学学生会」が組織され、活動費の支援などが行われている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握については、平成 27(2015)年度から学生満足度調査を実施し、調査結果の分析から得た情報を学生支援サービスの改善に利用している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準で必要となる専任教員数、教授数は各学科で基準を満たしている。

専任教員の年齢構成に関しては、若手教員の採用推進によりバランスが図られている。昇格に関しては、規則に基づき資格審査審議会、専任教授会の審議を経て決定されている。

専任教員は、規則に従って公募され、書類審査、模擬講義・面接を経て、専任教授会の審議を行い採用される。

教員の資質・能力の向上に向け、FD 推進委員会が組織され、運営されている。

教養教育については、「人間形成」を意図する教養教育の充実に向けた体制が整備されている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のために、校地、校舎をはじめ各種施設・設備が整備・管理され、活用されている。また、施設・設備の安全性の確保に努めており、バリアフリーなどの利便性

に向けた対策が講じられている。

情報処理施設については、全学生のノートパソコン、タブレットの所持にあわせ、学内の無線 LAN 環境の整備等を持続的に進めている。

図書館については、蔵書・雑誌、資料等が整備され、利用しやすい開館時間を確保している。

教育効果を向上させるために、少人数教育を原則にしている。特に、「演習科目」「語学科目」「留学生科目」「実技・実験科目」の学生数に配慮している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学の経営は規則に基づき、適切に行われている。

大学の使命・目的の実現に向けて、中期計画を策定したことに加えて、継続的努力を実施すべく組織・運営体制の整備が進められている。

質の保証を担保するための関連法令等を遵守することが規則において義務付けられており、法令改正や関連通達等は法人事務局から各部署に通知されている。

危機管理体制は大学の重要課題と認識され整備されており、人権・安全等に関しては相談や対応のための機関・窓口が設置されるなど整備され、適切に対応している。

教育情報及び財務情報はホームページに掲載され、広く社会に公表されている。

【参考意見】

○危機管理マニュアルの早期整備が望まれる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるように、「学校法人徳山教育財団寄附行為」にのっとり、理事会及び評議員会が設置されている。理事会は最高意思決定機関として、法人全体の予算・決算・事業計画の承認、事業報告・諸規則の制定及び改正・寄附行為の変更等について審議・決定を行っている。

寄附行為により理事定数や選任区分が定められ、それにのっとり理事の選任が行われている。また、理事の理事会への出席状況は良好である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

理事会及び評議員会による法人経営の意思決定と学長及び教授会による教学的意思決定をつなぐ機関として「運営協議会」を設置し、両者の円滑な連携と意思疎通を図っている。

学長のリーダーシップを強化するため、2人の学長補佐を置いているほか、大学の教育改革をリードし、業務の進捗状況を管理するための学長直轄の機関として「企画戦略室」を設置している。

教授会は、教学的な事項に関する意思決定を行う機関として位置付けられており、学長が決定を行うに当たり、学生の入学・卒業及び課程の修了・学位の授与並びに重要事項について審議し意見を述べることで定められている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長によるリーダーシップのもと、「運営協議会」が、理事会による法人経営と教授会による大学運営をつなぎ、「スムーズな連携・コミュニケーションによる意思決定の円滑化」

を図っている。

監事は寄附行為に基づき適切に選任され、理事会への出席も概ね良好であり、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会で報告を行っている。

評議員は寄附行為に基づき適切に選任されており、評議員会で適切に意見を述べている。また、評議員会の出席状況は良好である。

「運営協議会」や「部課長会議」では、各部署の長をとおして、全学の教職員による問題点の指摘や提案の実行可能性が検討されており、手続きを経て実行に移す体制をとっている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的を達成するため、組織体制は「学校法人徳山教育財団組織規程」「徳山大学事務分掌規程」に基づき整備され、機能している。

事務の遂行に必要な職員を確保し、業務内容及び業務量などに応じ適切に配置されている。

各部署内における業務執行は、「学校法人徳山教育財団組織規程」「学校法人徳山教育財団法人本部事務分掌規程」に基づき、管理されている。

職員の資質・能力向上のために、適切なテーマ設定のもと、平成 25(2013)年度から毎年全員参加を前提に SD(Staff Development) 研修会が開かれている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に財務体質の強化を目標にした「中期経営計画（平成 22 年度～平成 25 年度）」を策定した。目標としていた収支均衡は未達であったため、2 年間の計画延長を行い、厳しい経費削減策を断行するとともに学生確保に努めた。その結果、平成 27(2015)年度には、入学者確保・学生数回復が実現でき、一定程度の支出超過を削減することがで

きた。

この収支均衡に向けた計画は、平成 27(2015)年に策定した「中期計画 2020」に引継いで財務運営を進めている。また、各種補助金や外部資金の獲得に向けた取組みも行い、安定した財務基盤の確立に向けた努力を行っている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準の他「学校法人徳山教育財団経理規程」「学校法人徳山教育財団固定資産および物品管理規程」「徳山大学諸納付金納入規程」などの規則にのっとり適正に行われており、必要に応じて公認会計士の指導も受けている。予算編成は、法人本部にて策定された基本方針をもとに各種委員会の教育研究計画を踏まえた予算請求案を作成し、法人本部と協議して編成している。補正予算の編成も適切に行われている。

監事は、学内監査を実施するとともに公認会計士による会計監査結果の報告も受けるなど、監査体制も整備されており厳正に監査が実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 14(2002)年に「徳山大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、学長を委員長とし各委員会委員長、事務責任者を委員とする自己点検・評価委員会を全学的体制として設置している。

平成 22(2010)年に認証評価を受けた後、平成 24(2012)年度からは各委員会で行う自主的・自律的な点検・評価をもとにして、自己点検・評価委員会にて点検・評価する体制で

毎年度適切に実施している。

全学的な自己点検・評価は4年に1度の周期で定期的実施することとし、平成26(2014)年度に全学的な自己点検・評価を実施して報告書にまとめている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学の自己点検・評価は、現在は各担当部署が定期的に調査を行い、現状把握のためのデータ収集と分析を行う体制を整備して実施している。今後は教学的 IR 機能を企画戦略室に置き、より全学的で組織的に現状把握ができるように体制づくりを進めている。

平成 27(2015)年度、平成 28(2016)年度には学生満足度調査を実施して、その分析内容をエビデンスとするなど客観的で透明性の高い自己点検・評価を実施している。また、学生満足度調査の結果は学内でも共有している。平成 26(2014)年度に実施した4年ごとの全学的な自己点検・評価はホームページ上で公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の各委員会での自己点検・評価による PDCA サイクルと、その自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会で更にチェックする全学的な仕組みが確立されている。

自己点検・評価の過程で明らかとなった課題は、翌年度の改善項目として教授会でも審議することになっており、教育研究活動をはじめ大学運営の改善・改革につながる全学的な取組みが適切に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・

人的資源の社会への提供

A-1-② 企業や他大学との関係

A-1-③ 地域社会との協力関係

A-2 地と知によるやまぐち人材循環の構築

A-2-① COC+事業及びCOC事業をとおしたやまぐち人材循環（事業目標値）

A-2-② 事業推進体制の整備とキャリア教育カリキュラムの改革

A-2-③ 地域社会との連携協力（LCEC 周南）

【概評】

地域連携・地域貢献の活動を充実させるため、地域住民向けの教養講座、健康講座などの開講にあわせ、大学の図書館、各種施設・設備を開放している。

「COC+事業」に関しては、県内 9 大学 3 高専と連携しており、山口県私立大学協会、「大学コンソーシアムやまぐち」との連携・協力体制を確立している。

地元の銀行と連携・協力協定を締結し、他の企業からも寄附を得て寄付講座を開設し、地域との活発な交流が図られている。

地元から優秀な人材を獲得・育成し、地域が求める人材として還元していく「地域人材循環」の達成に全力で取り組んでいることは評価できる。

主体的学びを進め、「地域キャリアプランニング能力」の育成を目指す教育プログラムに積極的に取り組んでいる。

「地域生涯キャリア教育コンソーシアム（LCEC 周南）」を設立し、地域の連携体制の強化について協議を行っている。また、「COC+事業」等の目的や概要の理解を得ながら、地域雇用創出のための連携強化に向けた継続的な事業に期待したい。